ロ　前号ロに該当する者　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、当該建設労働者に受けさせた次の表の上欄に掲げる訓練の種類及び同表の中欄に掲げる訓練課程の種類に応じ、同表の下欄に掲げる日額（前号ロに規定する通常の賃金の日額に相当する額から訓練等支援給付金の支給額を当該支給の対象となった日数で除して得た額を控除した額が、同表の下欄に掲げる日額を下回るときは、当該控除した額）に、当該認定訓練を受けさせた日（訓練等支援給付金の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

訓練の種類	訓練課程	日額
普通職業訓練	普通課程	五千四百円
	専修訓練課程	
	短期課程	七千円
高度職業訓練	専門課程	五千四百円
	専門短期課程	七千円
指導員訓練	研修課程	七千円

ハ　前号ハに該当する者　当該技能実習に要した経費の額に相当する額（当該事業主が登録教習機関に委託して行うときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該事業主が負担した額の十分の七に相当する額）（一の技能実習について、一日当たり十三万円（教育訓練の指導員が、建設業に関する優れた技能及び経験を有すると認められる者であるときは、二十万円）を、かつ、二十日分を限度とする。）

ニ　前号ニに該当する者　当該技能実習等を受けさせた建設労働者一人につき、七千円（前号ニに規定する通常の賃金の日額に相当する額が七千円未満のときは、当該額）に、当該技能実習等を受けさせた日数（一の技能実習等について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

ホ　前号ホに該当する者　当該通信教育訓練に係る受講料のうち当該中小建設事業主が負担した額の二分の一に相当する額（その額が十万円を超えるときは、十万円）

ヘ　前号ヘに該当する者　一の事業年度につき、当該職業訓練推進団体が職業訓練の推進のための活動に要した経費の額の三分の二に相当する額（規模四万人日以上の職業訓練を行う場合にあっては、その額が九千万円を超えるときは、九千万円、規模三万人日以上四万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が七千五百万円を超えるときは、七千五百万円、規模二万人日以上三万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が六千万円を超えるときは、六千万円、規模二万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が四千五百万円を超えるときは、四千五百万円）

ト　前号トに該当する者　当該設置又は整備に要する経費の額の二分の一に相当する額（その額が、三億円を超えるときは、三億円）

チ　前号チに該当する者　当該職業訓練の受講に要する経費であって、助成を行うことが必要であると認められるもののうち当該中小建設事業主が負担した額の二分の一に相当する額

リ　前号リに該当する者　一の事業年度につき、当該事業に要した経費の額の三分の二に相当する額（その額が八百万円を超えるときは、八百万円）

ヌ　前号ヌに該当する者　次に掲げる額の合計額

(1)　当該対象教育訓練に要した経費の額の三分の二に相当する額（一の対象教育訓練について、一日当たり二十万円を、かつ、六十日分を限度とする。）

(2)　対象教育訓練を受けさせた建設労働者一人につき、七千円（前号ヌ(3)に規定する通常の賃金の日額に相当する額が七千円未満のときは、当該額）に、当該対象教育訓練を受けさせた日数（一の対象教育訓練について、六十日分を限度とする。）を乗じて得た額

3　建設雇用改善推進助成金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　中小建設事業主であって、次のいずれかに該当するもののうち建設労働者の雇用の改善を推進するために助成を行うことが必要であると認められるものであること。

(1)　労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修（以下「雇用管理研修」という。）又は作業中の建設労働者に対する適切な指導若しくは監督に必要な知識を習得させるための研修（以下「職長研修」という。）であって、次のいずれにも該当するもの（以下「雇用管理研修等」という。）を行う中小建設事業主であること。

(i)　雇用管理研修にあっては中小建設事業主又はその雇用する法第五条第一項に規定する雇用管理責任者その他の労働者を、職長研修にあっては中小建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を対象として行われるものであること。

(ii)　研修の時間が、雇用管理研修にあっては六時間以上、職長研修にあっては十八時間以上であること。

(iii)(iv)　研修を受ける者の数がおおむね十人以上であること。

(iv)　研修の内容及び方法が建設労働者の雇用の改善を推進するために適切であると認められるものであること。

(2)　その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であること。

(3)　建設労働者の再就職に係る支援の実施を促進するため、助言、指導その他の援助の事業を行う中小建設事業主であること。

(4)　三十五歳未満の建設労働者の採用を促進するため、助言、指導その他の援助の事業を行う中小建設事業主であること。

(5)　五十五歳以上の建設労働者又は女性の建設労働者の活躍を促進するため、助言、指導その他の援助の事業を行う中小建設事業主であること。

(6)　職業生活上の環境の整備、所定外労働の削減その他の建設労働者の雇用管理の改善（社会保険労務士等（雇用管理の改善に関する専門的知識を有する者に限る。以下同じ。）を活用するものを除く。）の事業を行う中小建設事業主であること。

(7)　期間の定めのある労働契約（当該期間が三十一日以上一年未満のものに限る。）を締結した建設労働者の健康管理の実施その他の雇用管理の改善（社会保険労務士等を活用するものを除く。）の事業を行う中小建設事業主であること。

(8)　社会保険労務士等を活用して、建設労働者の雇用管理の改善の事業を行う中小建設事業主であること。

ロ　次のいずれかに該当する元方事業主であること。

(1)　元方事業主の仕事の一部を請け負う建設事業主（以下「関係請負人」という。）が行う建設労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関する適切な助言、指導その他の援助に必要な知識を習得させるための研修であって、次のいずれにも該当するもの（以下「雇用管理援助担当者研修」という。）を行う元方事業主であること。

(i)　元方事業主又はその雇用する労働者のうち関係請負人が行う建設労働者の雇用管理に関する適切な助言、指導その他の援助を担当するものを対象として行われるものであること。

(ii)　研修の時間が六時間以上であること。

(iii)(iv)　研修を受ける者の数がおおむね十人以上であること。

(iv)　研修の内容及び方法が建設労働者の雇用の改善を推進するために適切であると認められるものであること。

(2)　その雇用する労働者に対し、雇用管理援助担当者研修を受けさせる元方事業主であって、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理援助担当者研修を受けさせる期間について支払うものであること。